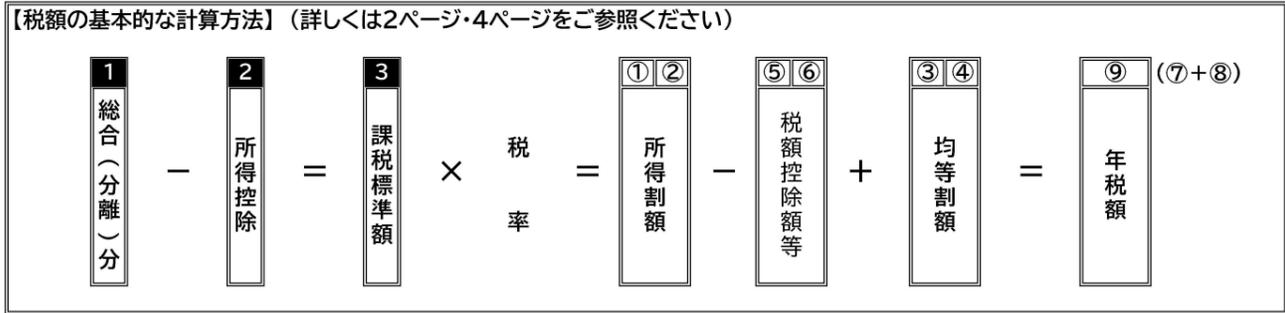


# 市民税・県民税 納税通知書の『見方』

【納税通知書の記載内容】  
 1枚目…年税額、納付方法  
 2枚目…所得、所得控除の内容  
 3枚目…税額算定の過程  
 ●この通知書は再発行できませんので、通知書の紛失後に所得金額を証明する必要がある場合は窓口等で所得(課税)証明書をお取りください(有料)。

【同封する納付書のあらまし】  
 ●既納付額がある場合、納付書は差額の税額となります。  
 ●下記の場合は納付書が同封されていません。  
 ・口座振替をご利用の方。  
 ・公的年金からの特別徴収のみの方。  
 ・還付等のみで納付すべき額が発生しない方。



## 2 枚目 (所得額や所得控除額の内訳)

【3ページ】

【算定対象の年分】  
 ●算定根拠である『所得』及び『所得控除』の発生した年を表示しています。

### 令和5年度 兵庫県明石市 市民税・県民税(個人住民税) 所得・控除明細

住所		氏名		分所得			
通知書番号		更正決定理由					
収入・所得区分	決定(円)	変更前(円)	増減(円)	2 所得控除	決定(円)	変更前(円)	増減(円)
1 給与収入				雑損・医療費等			
公的年金収入				社会保険料			
総 給 与 所 得				小規模共済			
雑(年金分)				生命保険料			
雑(業務・その他)				地震保険料			
合 営 業 等 ・ 農 業				配 偶 者			
不 動 産				配偶者特別			
利 子				特定扶養			
配 当				老人扶養			
総 合 譲 渡 ・ 一 時				その他扶養			
総 所 得 合 計				同居老親加算			
1 分 離 長 期				扶 養 障 害			
分 離 短 期				同居特障加算			
株 式 譲 渡				寡 婦 ・ ひ り り 親			
上 場 株 式 等 の 配 当				本 障 害			
先 物 取 引				勤 労 学 生			
山 林				基 礎			
繰 越 純 ・ 雑 損 失				控 除 合 計			
株 式 譲 渡 ・ 先 物 取 引 の 繰 越 損 失				16歳未満人数			

※給与所得は、所得金額調整控除後の金額です。

【所得額の算出】  
 ●所得とは、収入金額からその収入を得るために要した経費を差し引いた残りの金額(利益)の部分です。給与収入の場合は給与所得控除額を、公的年金収入の場合は公的年金控除額を差し引き、所得額を求めます。

【所得控除額の算出】  
 ●扶養控除や本人該当の人的控除が表示され、該当がある場合、「\*」または人数が入ります。  
 ●税務署へ所得税の確定申告書が提出された場合、市民税課へ申告データが送付され、そのデータを反映した納税通知書を送付するまで2~3月程度要します。  
 ●控除の種類により控除額が所得税と異なります。

【3ページ】

## 3 枚目 (市民税・県民税の税額算定の過程)

【5ページ】

【税額控除額の算出】  
 ●所得割額から差し引かれる税額控除額等を表示しています。  
 ●計算方法は「市民税・県民税のしおり」を参照してください。

### 令和5年度 兵庫県明石市 市民税・県民税(個人住民税) 課税明細

通知書番号		氏名		氏名			
決定(円)		変更前(円)		増減(円)			
3 総 所 得				5 調 整 控 除			
課 分 離 長 期				配 当 控 除			
分 離 短 期				住宅借入金特別控除			
株 式 譲 渡				寄 附 金 控 除			
上 場 株 式 等 の 配 当				外 国 税 ・ 税 額 調 整			
先 物 取 引				配 当 額 ・ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額			
山 林				減 免 額			
① 総 所 得				6 調 整 控 除			
分 離 長 期 ・ 分 離 短 期				配 当 控 除			
株 式 譲 渡 ・ 配 当				住宅借入金特別控除			
先 物 取 引				寄 附 金 控 除			
山 林				外 国 税 ・ 税 額 調 整			
所 得 割 額 合 計				配 当 額 ・ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額			
② 総 所 得				減 免 額			
分 離 長 期 ・ 分 離 短 期				7 市 民 税 額 (①+③-⑤)			
株 式 譲 渡 ・ 配 当 等				8 県 民 税 額 (②+④-⑥)			
先 物 取 引				9 年 税 額 (⑦+⑧)			
山 林				10 給 与 からの 特 別 徴 収 税 額			
所 得 割 額 合 計				市 公 的 年 金 からの 特 別 徴 収 税 額			
③ 市 民 税 均 等 割 額				11 差 引 納 付 額 (⑨-⑩-⑪)			
④ 県 民 税 均 等 割 額				所得割より控除できなかった配当控除額等			

【課税標準額の算出】  
 所得額から所得控除額を差し引いて求めます。

【所得割額の算出】  
 所得の種類ごとの課税標準額にそれぞれの税率(2ページ参照)を乗じ求めます。

【給与からの特別徴収】  
 年税額のうち、給与から特別徴収される税額です。

【年金からの特別徴収】  
 年税額のうち、公的年金から特別徴収される税額です。

【所得割額より控除できなかった配当控除額等控除額】  
 所得割額より控除することができなかった控除額は均等割額に充当されます。充当できなかった金額は6月末還付予定ですが、未納の徴収金がある場合は還付せずに未納金に充当します。

【5ページ】

## 1 枚目 (納付方法・税額・納期限について)

【1ページ】

### 令和5年度 兵庫県明石市 市民税・県民税(個人住民税) 納税通知書 兼 更正決定通知書

【課税対象の方】  
 ●課税対象は、賦課期日(令和5年1月1日)現在、明石市に居住する方、または明石市内に店舗・事務所・事業所のある明石市外に居住している方です。  
 ●令和5年1月2日以降に他の市区町村に転出した場合であっても令和5年度までは明石市で課税され、転出先では令和6年度から課税されます(全国統一のルールです)。

【お問い合わせされる際の留意点】  
 ●納税通知書の送付直後は、例年、窓口や電話が大変混みあいます。6月下旬には比較的混雑が緩和される見込みです。  
 ●お問い合わせの際は、納税義務者様の個人情報保護のため「お問い合わせ番号」を必ずお知らせください。

お問い合わせの際は お問い合わせ番号 をお知らせください。  
**お問い合わせ番号** **明石市役所 市民税課 個人市民税担当**  
**(078) 918-5013**  
 受付時間:平日 8:55 ~ 17:15  
 ※目次は裏面(2ページ)をご覧ください。

【普通徴収で納付いただく内容】  
 ●年税額のうち今回送付の納付書、又は口座振替で納付いただく額です。  
 ●口座振替や年金からの特別徴収のみの方、還付等のみの方は納付書を同封していません。

普通徴収の方法によって徴収する各納期の納付額及び納期限

期 別	納 期 限	納 付 額 (円)	充 当 額 (円)	差 引 納 付 額 (円)

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

徴 収 月	徴 収 税 額 (円)	年 金 の 種 類
令和5年4月		
令和5年6月		
令和5年8月		特別徴収を行う公的年金の支払者の名称
令和5年10月		
令和5年12月		
令和6年2月		

金融機関

口座種別	口座番号	振替区分

【口座振替の留意事項】  
 ●口座振替の方は振替する口座情報を記載しています。  
 ●納期限が振替日となります。  
 ●全期前納の場合、振替日は第1期の納期限となります。  
 ●残高不足の場合、再振替は行われませんのでご注意ください。

【仮徴収税額】  
 ●令和4年度の年金所得に係る年税額の1/6ずつを令和4年度仮特別徴収税額として、令和5年4月・6月・8月に天引きします。

【本徴収税額】  
 ●令和5年度の年金所得に係る年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を令和5年10月・12月・令和6年2月に割り振って天引きします。

【翌年度の仮徴収税額】  
 ●来年度も引き続き公的年金を受給される場合に令和5年度の年金所得に係る年税額の1/6ずつを令和5年10月・12月・令和6年2月に割り振って天引きします。

## 【公的年金を受給されている方からの納税通知書に関する『よくある質問と回答例』】

★質問A 「公的年金からの特別徴収中なのに納付書が送付されてきたのはなぜでしょうか？」  
 回答① 「公的年金からの特別徴収を開始する初年度は、年税額の1/2を納付書で納付いただく必要があります。」  
 ② 「公的年金以外の所得は特別徴収の対象とはしませんので、納付書で納付いただく必要があります。」  
 ★質問B 「社会保険料控除や生命保険料控除の申告をしたいのですが、どうすればいいのでしょうか？」  
 回答① 「源泉徴収された所得税の還付を受けようとする場合は、税務署へ申告相談してください。」  
 ② 「所得税の申告義務がない・還付を受けない場合は市民税課へ申告してください。ご連絡いただければ申告用紙等一式をお送りします。」  
 ★質問C 「6月中旬に日本年金機構から送付されてくる年金振込通知書とこの納税通知書に記載されている特別徴収税額に差異があるのはなぜでしょうか？」  
 回答 「年金振込通知書に記載されている特別徴収税額は、前年度に明石市が日本年金機構に通知した税額が参考のために記載されているものであり、今回、明石市から送付した納税通知書の内容が正しい特別徴収税額となります。」